

兵庫県公報

令和2年9月18日 金曜日 第141号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

| 告 示 | ページ |
|----------------------------------|-----|
| ○ 公印の廃止及び新調（文書課） | 1 |
| ○ 特定漁港漁場整備事業計画変更の案の縦覧（漁港課） | 2 |
| ○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課） | 2 |
| ○ 同 上（同） | 2 |
| ○ 同 上（同） | 3 |
| ○ 公共測量が終了した旨の通知（同） | 4 |
| ○ 同 上（同） | 4 |
| ○ 同 上（同） | 4 |
| ○ 同 上（同） | 4 |
| ○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課） | 5 |
| ○ 道路の区域の変更及び供用開始（同） | 5 |
| ○ 同 上（同） | 5 |
| ○ 道路の区域の変更（同） | 6 |
| 公 告 | |
| ○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課） | 6 |
| ○ 同 上（同） | 7 |
| ○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局） | 8 |
| ○ 同 上（同） | 8 |
| ○ 同 上（北播磨県民局） | 8 |
| ○ 同 上（中播磨県民センター） | 9 |
| 正 誤 | |
| ○ 令和2年3月31日付け兵庫県公報第30号外中 | 9 |

告 示

兵庫県告示第971号

1に掲げる公印を令和2年9月7日限り廃止し、2に掲げる公印を新調し、同日からその使用を開始した。
令和2年9月18日

兵庫県知事 井戸敏三

1 廃止公印の名称及び印影



兵庫県神戸県民センター
長印

2 新調公印の名称及び印影



~~~~~  
**兵庫県告示第972号**

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第10項の規定に基づき、沼島地区における特定漁港漁場整備事業計画を変更したいので、同条第4項及び第11項の規定により当該事業計画変更の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該事業計画変更の案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

令和2年9月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 縦覧に供する書類の名称  
沼島地区特定漁港漁場整備事業計画変更の案
- 2 縦覧期間  
令和2年9月18日（金）から同年10月8日（木）まで
- 3 縦覧場所  
兵庫県農政環境部農林水産局漁港課及び兵庫県淡路県民局洲本農林水産振興事務所

~~~~~  
兵庫県告示第973号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省近畿地方整備局河川部水災害予報センター長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年9月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間
令和2年8月31日から令和3年2月26日まで
- 3 作業地域
猪名川流域（尼崎市、伊丹市及び川西市の各一部）

~~~~~  
**兵庫県告示第974号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年9月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（2級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間  
令和2年9月2日から令和3年2月28日まで

3 作業地域

宍粟市一宮町三方町地内



**兵庫県告示第975号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年9月18日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）

2 作業期間

令和2年9月14日から令和3年3月25日まで

3 作業地域

宍粟市山崎町加生地内



**兵庫県告示第976号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年9月18日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（2級基準点測量、3級基準点測量及び数値地形図データ作成）

2 作業期間

令和2年8月17日から同年9月30日まで

3 作業地域

淡路市尾崎地内



**兵庫県告示第977号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年9月18日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（4級基準点測量）

2 作業期間

令和2年8月20日から同年10月20日まで

3 作業地域

尼崎市東園田四丁目地内



**兵庫県告示第978号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、福崎町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年9月18日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（数値地形図修正（地図情報レベル2500）及び地図編集（地図情報レベル10000））

2 作業期間

令和2年8月20日から令和3年3月25日まで

- 3 作業地域  
福崎町市街部



**兵庫県告示第979号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年9月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点測量の復旧測量（再設））
- 2 作業期間  
令和2年7月20日から同年8月19日まで
- 3 作業地域  
西宮市弓場町地内



**兵庫県告示第980号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年9月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（2級基準点測量の復旧測量）
- 2 作業期間  
令和2年6月29日から同年8月19日まで
- 3 作業地域  
西宮市堀切町及び大浜町地内



**兵庫県告示第981号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、独立行政法人都市再生機構西日本支社長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年9月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間  
令和元年12月25日から令和2年8月3日まで
- 3 作業地域  
神戸市兵庫区浜崎通地内



**兵庫県告示第982号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、独立行政法人都市再生機構西日本支社長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年9月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間  
令和元年12月25日から令和2年8月3日まで

3 作業地域

神戸市長田区大道通地内



**兵庫県告示第983号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和2年9月18日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和2年9月18日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年9月18日

兵庫県知事 井戸敏三

| 道路の種類<br>路線名    | 道路の区域                   |    |                 |              |    |
|-----------------|-------------------------|----|-----------------|--------------|----|
|                 | 区間                      | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>姫路明石自転車道線 | 加古川市加古川町稲屋字向イ野982番26から  | 旧  | 2.0から<br>2.0まで  | 108.0        |    |
|                 | 同 市加古川町稲屋字向河原ノ上1068番1まで | 新  | 2.0から<br>10.0まで | 115.0        |    |



**兵庫県告示第984号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和2年9月18日から供用を開始する。

その関係図面は、令和2年9月18日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年9月18日

兵庫県知事 井戸敏三

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域                              |    |                  |              |    |
|--------------|------------------------------------|----|------------------|--------------|----|
|              | 区間                                 | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)  | 延長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>川西三田線  | 宝塚市大原野字森ノ下6番1から<br>同 市大原野字高ヶ内1番1まで | 旧  | 7.0から<br>14.0まで  | 291.0        |    |
|              | 宝塚市大原野字森ノ下6番から<br>同 市大原野字高ヶ内1番3まで  | 新  | 10.0から<br>20.0まで | 285.0        |    |



**兵庫県告示第985号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和2年9月18日から供用を開始する。

その関係図面は、令和2年9月18日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年9月18日

兵庫県知事 井戸敏三

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域 |    |                 |              |    |
|--------------|-------|----|-----------------|--------------|----|
|              | 区間    | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) | 備考 |
|              |       |    |                 |              |    |

|             |                                            |   |                  |       |  |
|-------------|--------------------------------------------|---|------------------|-------|--|
| 県道<br>楠原三木線 | 三木市細川町中里字岡山1863番5から<br>同市細川町中里字岡山1863番13まで | 旧 | 14.0から<br>55.0まで | 253.0 |  |
|             |                                            | 新 | 14.0から<br>55.0まで | 253.0 |  |



**兵庫県告示第986号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和2年9月18日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年9月18日

兵庫県知事 井戸敏三

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域                                  |    |                  |              |     |
|--------------|----------------------------------------|----|------------------|--------------|-----|
|              | 区間                                     | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)  | 延長<br>(メートル) | 備考  |
| 国道<br>2号     | 加古川市野口町坂元字南ケ市621番1から<br>同市加古川町平野391番まで | 旧  | 10.0から<br>62.0まで | 944.0        |     |
|              |                                        | 新  | 20.0から<br>62.0まで | 944.0        | 予定地 |

**公 告**

**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和2年9月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 DCMダイキ明石店  
 所在地 明石市茶園場町1609番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  

|            |                 |        |
|------------|-----------------|--------|
| 名称         | 住所              | 代表者の氏名 |
| DCMダイキ株式会社 | 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号 | 中川真行   |
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 

|            |                 |        |
|------------|-----------------|--------|
| ア 変更前      |                 |        |
| 名称         | 住所              | 代表者の氏名 |
| DCMダイキ株式会社 | 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号 | 小島正之   |
| イ 変更後      |                 |        |
| 名称         | 住所              | 代表者の氏名 |
| DCMダイキ株式会社 | 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号 | 中川真行   |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

| 名称                    | 住所                | 代表者の氏名 |
|-----------------------|-------------------|--------|
| DCMダイキ株式会社            | 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号   | 小島正之   |
| 株式会社しまむら              | さいたま市北区宮原町二丁目19番4 | 野中正人   |
| マックスバリュ西日本株式会社<br>外1者 | 広島市南区段原南一丁目3番52号  | 加栗章男   |

イ 変更後

| 名称                    | 住所                | 代表者の氏名 |
|-----------------------|-------------------|--------|
| DCMダイキ株式会社            | 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号   | 中川真行   |
| 株式会社しまむら              | さいたま市北区宮原町二丁目19番4 | 鈴木誠    |
| マックスバリュ西日本株式会社<br>外1者 | 広島市南区段原南一丁目3番52号  | 平尾健一   |

4 変更年月日

令和2年5月25日ほか

5 届出年月日

令和2年9月1日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和2年9月18日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和3年1月18日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和2年9月18日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ダイレックス城東町

所在地 姫路市城東町129-1ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 名称          | 住所               | 代表者の氏名 |
|-------------|------------------|--------|
| 芙蓉総合リース株式会社 | 東京都千代田区麴町五丁目1番地1 | 辻田泰徳   |

3 変更事項

大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

| 名称          | 住所                   | 代表者の氏名 |
|-------------|----------------------|--------|
| 芙蓉総合リース株式会社 | 東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号 | 辻田泰徳   |

(2) 変更後

- |             |                  |        |
|-------------|------------------|--------|
| 名称          | 住所               | 代表者の氏名 |
| 芙蓉総合リース株式会社 | 東京都千代田区麹町五丁目1番地1 | 辻田泰徳   |
- 4 変更年月日  
令和2年6月1日
  - 5 届出年月日  
令和2年8月31日
  - 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
    - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課
    - (2) 縦覧期間  
令和2年9月18日から4月間
  - 7 意見書の提出期限及び提出先
    - (1) 提出期限  
令和3年1月18日
    - (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年9月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
高砂市荒井町小松原四丁目1032番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
高砂市米田町米田894番地の3  
タカミ建設株式会社 代表取締役 小苗治隆
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和2年8月7日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-35-2号（1高砂）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年9月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
加古郡播磨町宮西二丁目65番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
加古郡播磨町宮西三丁目9番18号  
木谷博行
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和2年6月9日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-6号（2播磨）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年9月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
西脇市上比延町字良平垣内1373番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
西脇市上比延町1326番地の26  
藤井一誠
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和元年8月7日  
兵庫県指令北播（加土）（建）第1ー7号（1西脇）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年9月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
赤穂市中広字東沖1488番1、1490番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
赤穂市中広1488番地  
オリエン工業株式会社 代表取締役 萩原敬治
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和2年3月27日  
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1ー32号（1赤穂）

**正 誤**

○令和2年3月31日付け（兵庫県公報第30号外）

兵庫県教育長訓令第5号（県立学校教職員の服務に関する規程等の一部を改正する訓令）中

| (ページ) | (行)   | (誤)            | (正)               |
|-------|-------|----------------|-------------------|
| 22    | 上から17 | 非常勤職員          | 非常勤の職員            |
|       | 下から16 | 兵庫県教育委員会本庁決裁規程 | 兵庫県教育委員会事務局本庁決裁規程 |